

第二条中第十一号を第十三号とし、第二号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第一号中「被けん引自動車」を「被けん引自動車」に改め、第五条において同じ。」を削り、同号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。		
三 法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち側面衝突時の乗員保護装置		
第二条に第一号として次の一号を加える。		
一 法第四十一条第三号の操縦装置のうち施設装置（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備えるものに限る。）		
第五条中「第一号から第八号まで」を「第四号から第十二号まで及び第十九号」に改め、同条の表を次のように改める。		
特 定 装 置 の 種 類	規 則 番 号	
一 第二条第一号の施設装置	第六十二号	
二 第二条第二号の制動装置	第十三号	
三 第二条第三号の側面衝突時の乗員保護装置	第九十五号改訂版	
四 第二条第八号の前部霧灯	第十九号第二改訂版	
五 第二条第九号の車幅灯（白色又は淡黄色のものに限る。）	第七号第二改訂版	
六 第二条第十号の尾灯		
七 第二条第十一号の制動灯		
八 第二条第十二号の補助制動灯		
九 第二条第十三号の前部上側端灯		
十 第二条第十四号の後部上側端灯		
十一 第二条第十五号の後部霧灯	第三十八号	
十二 第二条第十六号の後退灯	第二十三号	
十三 第二条第十七号の前部反射器	第三号第二改訂版	
十四 第二条第十八号の側方反射器		
十五 第二条第十九号の後部反射器		
十六 第二条第二十一号の警告器の警報音発生装置	第二十八号	
十七 第二条第二十二号の警告器		
十八 第二条第二十四号の停止表示器材	第二十七号第三改訂版	
十九 第二条第二十五号の方向指示器	第六号改訂版	
第三号様式の表を次のように改める。		
(単位：ミリメートル)		
特 定 装 置 の 種 類	a	
第二条第一号の施設装置		
第二条第二号の制動装置	8 以上	
第二条第三号の側面衝突時の乗員保護装置		

第二条第八号の前部霧灯	12以上
第二条第九号の車幅灯（白色又は淡黄色のものに限る。）	
第二条第十号の尾灯	
第二条第十一号の制動灯	
第二条第十二号の補助制動灯	5 以上
第二条第十三号の前部上側端灯	
第二条第十四号の後部上側端灯	
第二条第十五号の後部霧灯	
第二条第十六号の後退灯	8 以上
第二条第十七号の前部反射器	
第二条第十八号の側方反射器	4 以上
第二条第十九号の後部反射器	
第二条第二十一号の警告器の警報音発生装置	
第二条第二十二号の警告器	8 以上
第二条第二十四号の停止表示器材	
第二条第二十五号の方向指示器	5 以上
(道路運送車両の保安基準の一部改正)	
第五条 道路運送車両の保安基準の一部を次のように改正する。	
第三十条第一項中「被けん引自動車」を「被けん引自動車」に改め、同項の表を次のように改める。	
自 動 車 の 種 別	騒音の大きさ (デシベル)
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	百十
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この条において同じ。）を除く。）	九十九
車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	九十八
車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの	九十七
車両総重量が三・五トン以下のもの	九十七
専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の普通自動車	百
小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	九十六
小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）	九十四